

もくじ

❁ 箕面市内の保育施設と認定

- 1. 箕面市内の保育施設 2
- 2. 認定 3

❁ 保育施設の利用

- 3. 申込対象の児童 4
- 4. 申込から入園までの流れ(紙申請版) 5
- 申込から入園までの流れ(電子申請版) 7
- 5. 市外の保育施設等への申請や市外からの申請(広域申請) 9
- 6. 申込に必要な書類 11
- 7. 申込内容に変更等があった場合 16
- 8. 支援保育 17
- 9. 3歳児以降の預け先 18
- 10. 今後の公立保育所・幼稚園の再編 20

❁ 保育施設への内定から入園にあたって

- 11. 入園後に提出していただく書類 21
- 12. 保育必要量 22
- 13. 保育料等 22
- 14. 入園後の保育施設の利用 22

❁ その他

- 15. 様々な保育サービス 26

❖ 箕面市内の保育施設と認定

1. 箕面市内の保育施設

箕面市内には、保育園のほか、認定こども園（保育園コース）、0～2歳児までの地域型保育事業所があります。保育施設は就労等により家庭で保育ができないかたがご利用いただける施設で、これら保育施設の入園に関しては、市役所にお申しいただき、市が入園内定者を決定します。

保育施設			対象年齢	申請先	利用料
保育園		0歳（生後57日目以降）から小学校就学前までの乳幼児を保育する児童福祉施設です。	0～5歳児	箕面市役所 子ども総合窓口	保護者の市区町村民税所得割額、児童の年齢、保育の利用時間（保育必要量）に基づき決定します。 3歳児以上のすべての児童及び0～2歳児までの市区町村民税非課税世帯の児童の保育料は無料です。 詳しくは「13. 保育料等」をご確認ください。
認定こども園（保育園コース）		幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。			
地域型保育事業所	小規模保育施設	少人数（定員が6～19人）を対象に家庭的な雰囲気のもとで保育を行います。	0～2歳児		
	事業所内保育施設（地域枠）	企業（事業所）の保育施設等で従業員の児童と地域の児童と一緒に保育します。			

※3歳児以降の預け先は、保育園等以外にも選択肢が広がります。「9. 3歳児以降の預け先」をご確認ください。

※保育必要量とは、保育認定にかかる児童が、保育施設を利用できる時間を示すもので、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等に合わせて、「保育標準時間 7時30分～18時30分」と「保育短時間 9時～17時」の2つに区分されます。詳しくは「12. 保育必要量」をご確認ください。

2. 認定

保育園・認定こども園・地域型保育事業所等を利用する場合、児童の年齢・就労等に応じて、以下の認定を受ける必要があります。

○ 教育・保育給付認定1号・2号・3号

保育園や認定こども園、地域型保育事業所、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を利用するための認定（教育・保育給付認定）です。なお、3～5歳児までのすべての児童や0～2歳児の市区町村民税非課税世帯の児童の保育料は無料です。

○ 施設等利用給付認定1号・2号・3号(新1号・新2号・新3号)

認定こども園（幼稚園コース）や私立幼稚園、認可外保育施設等に通園している児童が、1日あたり450円を上限に預かり保育料を無償化するための認定です。詳しくは、「9. 3歳児以降の預け先」や市のホームページ（上の二次元コードよりアクセスしてください）をご確認ください。



	年 齢	認定区分	保育の必要性 ※1	対 象 施 設											
				保育園	(保育園コース)	認定こども園	地域型保育事業所	4 歳児から		(幼稚園コース)	私立認定こども園	私立幼稚園	認可外保育施設	ファミリーサポート等	一時預かり事業・ 企業主導型保育施設 ※5
								(幼稚園コース)	公立認定こども園						
教育・保育給付認定	満3歳以上	1号	なし					✿	✿	✿					
		2号	あり	✿	✿	✿※2								✿	
	満3歳未満	3号	あり	✿	✿	✿								✿	
施設等利用給付認定	満3歳以上	新1号	なし								✿				
	3～5歳児	新2号	あり					✿※3	✿※4	✿	または ✿	✿	✿		
	0～2歳児 (非課税世帯)	新3号	あり									✿	✿		

※1 詳細は、次ページをご確認ください。

※2 3歳に達する日以後の最初の3月31日まで在籍可能です。

※3 手続き等については、直接園にお問い合わせください。

※4 公立幼稚園では預かり保育を実施していません。

※5 企業主導型保育施設の利用や手続き等については、直接園にお問い合わせください。

❀ 保育施設の利用

3. 申込対象の児童

次の（１）～（３）を全て満たす児童（毎月１日入園。月途中入園は行っていません。）

- （１）入園月の１日時点で生後５７日目以降から小学校就学前までの児童
- （２）入園時（１日）に箕面市内に住んでいる児童（入園時までに転入予定の児童を含みます。入園が決定したら入園時までに箕面市へのお引っ越しと住民登録の手続きが必要です。）
- （３）以下の保育を必要とする事由に該当する保護者の児童

保育を必要とする事由	
就労	週平均４日以上かつ１日平均概ね４時間以上（月６４時間以上）の就労等により家庭で児童の保育ができない場合（居宅外で仕事をしている又は居宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている。） ※箕面市に転入予定で今お住まいの市区町村での認可保育施設に「育児休業中における継続要件」で在園されている場合、入園希望月に育児休業から復職する場合は申込できますが、育児休業を継続される場合は申込できません。
妊娠・出産	出産月を含む前または後２か月 （例）７月７日出産の場合、６～７月もしくは７～８月
疾病・障害	保護者に病気、負傷または心身に障害がある場合
介護等	親族を常に介護している場合
災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている場合
求職活動	求職活動をしている場合（入園後２か月以内に要件を満たす就労を開始し、就労証明書の提出が必要です。また、可能な限り１か月以内に仕事を決めて就労を開始する必要があります。）
就学	学生である場合
その他、箕面市教育委員会教育長が特に認めた場合	

※上記基準に満たない就労等で保育を必要とする場合は、一時保育等の保育サービスをご利用ください。保育サービスについての詳細は、「１５．様々な保育サービス」をご確認ください。

※「集団生活をさせたい」「幼児教育の場として利用したい」等の理由では、お申込できません。「９．３歳児以降の預け先」をご確認ください。

4. 申込から入園までの流れ(紙申請版) ※電子申請版は P. 7 をご覧ください

①保育施設の見学等

- 事前に保育施設の見学や、園のホームページをご覧いただく等、各保育施設の保育・教育方針や実費負担、制服の有無等を確認の上、施設を選んでください。
- 集団生活を送る上で児童の成長や発達等に心配がある場合は、申込前のできるだけ早い段階で子ども総合窓口へご相談ください。別途手続きが必要な場合がありますので、詳しくは「8. 支援保育」をご確認ください。



②子ども総合窓口へ申込み

※入園希望月の3か月前から申込みができ、前月5日（5日が日曜日・祝日の場合は翌開庁日）が締切です（郵送の場合は必着）。なお、1～3月入園については4月入園の一次受付の締切と同じです。

- 箕面市外の保育施設の利用を希望される場合は締切が異なります。また、市外の保育施設等への申請や市外からの申請（広域申請）は、郵送による申請はできません。詳しくは「5. 市外の保育施設等への申請や市外からの申請（広域申請）」をご確認ください。
- 現在市外にお住まいのかたで入園時までに転入予定のかたも直接箕面市に申込ができます。
- 4月入園に申し込まれたかたは再度の申込みは不要です。
- 2月、3月入園は原則、令和7年4月に内定したかたで、かつ内定園に空きがある場合のみのご案内となります。
- 受付の順番は選考に影響ありませんので、子ども総合窓口へ必要書類（詳しくは「6. 申込に必要な書類」参照）をそろえてお申込ください。また、受付時点で不備があった場合も、締切までにご提出ください。（期限を過ぎると選考に反映できません。）
- 申込後に、世帯状況や就労状況等に変更があれば、必ず子ども総合窓口へご連絡ください。（詳しくは「7. 申込内容に変更等があった場合」参照）なお、利用希望施設は、受付期間であれば、希望施設変更届の提出によって追加・変更ができます。
- 「13. 保育料等」「14. 入園後の保育施設の利用」もお読みください。

郵送時の注意事項

必ず別紙「提出書類チェックシート」を作成いただき、下記郵送先あてに簡易書留・特定記録郵便・レターパック等追跡確認可能な郵便でご提出ください。受付が完了したことがわかる控えや通知はお送りしませんので、ご自身で追跡記録をご確認ください。

＜郵送先＞ 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所 子ども総合窓口 宛

※郵送の場合は締め切り必着。土曜日・日曜日・祝日は、すべての郵便物（簡易書留・特定記録郵便・レターパック・速達を含む）が届きませんのでご注意ください。

窓口来庁時の注意事項

受付日時：月曜日から土曜日（日曜日・祝日を除く）午前8時45分から午後5時15分まで

受付場所：市役所別館2階 子ども総合窓口

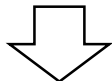
※豊川支所・止々呂美支所では受付していません。窓口が混雑している場合がありますので、お時間に余裕をもってお越しください。なお、ご相談を同時にされたいかたは、なるべく月曜日から金曜日にご来庁ください。



③書類の確認、入園の選考等（前月5日～15日頃）

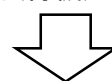
- 入園希望者が保育施設の定員を超えた場合、市が利用調整（入園選考）を行います。提出いただいた申請書等の内容に基づき、「利用調整選考基準」に則って各家庭の点数を確定し、点数の高いかたから順に内定します。「利用調整選考基準」については、子ども総合窓口または二次元コードから市ホームページをご確認ください。なお、入園希望者が保育施設の定員を超えた場合、保留（待機）になることがあります。
- 提出いただいた申請書等の内容について、不明な点を電話等により確認させていただくことや、追加書類の提出を依頼することがあります。
- 入園選考では、保護者が記入された利用希望施設についてのみ、選考を行います。利用希望施設の記入が1園のみの場合は、その施設が定員に達した場合保留（待機）となりますが、利用希望施設を複数記入された場合は、第1希望の施設から順に選考を行いますので、入園内定の可能性が広がります。利用希望施設数の上限はありません。保護者が送迎できる範囲で複数ご記入ください。

内定の場合



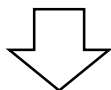
選考結果について、電話・窓口等での
お問い合わせにはお答えしていません。

保留（待機）の場合



④電話にて内定の連絡 （前月15日～20日頃）

- 内定した保育施設で、入園面談や説明会、健康診断があります。
- 保育料は入園月の前月末頃に通知します。
- 内定を辞退される場合は、市から内定連絡があった日から2日以内に、子ども総合窓口にご連絡ください（辞退された場合、次回以降の選考で減点対象となります）。



⑥入園

- 毎月1日に入園します。（月途中での入園・転園はできません。）
- 復職の場合、入園月の月末までに復職してください。
- 入園後1週間程度は、ならし保育があります。
- 詳しくは「14. 入園後の保育施設の利用」をご確認ください。

⑤保留（待機）通知書等の発送 （前月20日頃）

- 利用調整取下届を提出しない限り、令和7年（2025年）3月までは毎月選考対象になります。
- 次回以降の選考結果は内定した場合のみ連絡を行い、引き続き保留（待機）の場合、通知はありません。また、選考が不要になった場合は、利用調整取下届をご提出ください。
- 令和7年（2025年）4月以降は改めて入園の手続きが必要です。
- 入所保留であることの証明が令和6年度内に再度必要な場合は、「保育施設の入所保留に関する証明願」を子ども総合窓口にご提出ください。
- 利用希望施設を変更する場合は、希望月の前月5日（日曜日・祝日の場合は翌開庁日）までに希望施設変更届をご提出ください。なお、各保育施設の空き状況は市ホームページに掲載しています。

4. 申込から入園までの流れ(電子申請版) ※紙申請版は P. 5 をご覧ください

①保育施設の見学等

- 事前に保育施設の見学や、園のホームページをご覧ください等、各保育施設の保育・教育方針や実費負担、制服の有無等を確認の上、施設を選んでください。
- 集団生活を送る上で児童の成長や発達等に心配がある場合は、申込前のできるだけ早い段階で子ども総合窓口へご相談ください。別途手続きが必要な場合がありますので、詳しくは「8. 支援保育」をご確認ください。



②電子申請

※入園希望月の3か月前から申込みができ、前月5日23時59分（5日が日曜日・祝日の場合は翌開庁日）が締切です。なお、1～3月入園については4月入園の一次受付の締切と同じです。

- 箕面市外の保育施設の利用を希望される場合は締切が異なります。また、市外の保育施設等への申請や市外からの申請（広域申請）は、電子申請及び郵送による申請の対象外です。詳しくは「5. 市外の保育施設等への申請や市外からの申請（広域申請）」をご確認ください。
- 現在、市外にお住まいのかたで、入園時までに転入予定のかたも、直接箕面市に電子申請ができます。
- 4月入園に申し込まれたかたは再度の申込みは不要です。
- 2月、3月入園は原則、令和7年4月に内定したかたで、かつ内定園に空きがある場合のみのご案内となります。
- 受付の順番は選考に影響ありません。受付時点で不備があった場合も、締切までにご提出ください。（期限を過ぎると選考に反映できません。）
- 申込後に、世帯状況や就労状況等に変更があれば、必ず子ども総合窓口へご連絡ください。（詳しくは「7. 申込内容に変更等があった場合」参照）なお、利用希望施設は、受付期間であれば、希望施設変更届の提出によって追加・変更ができます。希望施設の変更は電子申請ではできませんので、ご注意ください。
- 選考を取り下げる場合には、「利用調整取下届」を子ども総合窓口までご提出ください。電子申請で取り下げることはできませんので、ご注意ください。「13. 保育料等」「14. 入園後の保育施設の利用」もお読みください。

電子申請フォーム

以下のステップ1・2それぞれの二次元コードを読み取り、申請してください。なお、追加で書類を提出される場合は、追加書類用の二次元コードを読み取り、提出してください。

ステップ1



ステップ2



追加書類

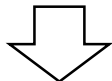


③申請内容の確認、入園の選考等（前月5日～15日頃）



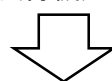
- 入園希望者が保育施設の定員を超えた場合、市が利用調整（入園選考）を行います。申請された内容に基づき、「利用調整選考基準」に則って各家庭の点数を確定し、点数の高いかたから順に内定します。「利用調整選考基準」については、子ども総合窓口または二次元コードから市ホームページをご確認ください。なお、入園希望者が保育施設の定員を超えた場合、保留（待機）になることがあります。
- 申請された内容について、不明な点を電話等により確認させていただくことや、追加書類の提出を依頼することがあります。
- 入園選考では、保護者が入力された利用希望施設についてのみ、選考を行います。利用希望施設の記入が1園のみの場合は、その施設が定員に達した場合保留（待機）となりますが、利用希望施設を複数記入された場合は、第1希望の施設から順に選考を行いますので、入園内定の可能性が広がります。利用希望施設数の上限はありません。保護者が送迎できる範囲で複数ご入力ください。

内定の場合



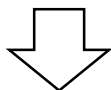
選考結果について、電話・窓口等での
お問い合わせにはお答えしていません。

保留（待機）の場合



④電話にて内定の連絡 （前月15日～20日頃）

- 内定した保育施設で、入園面談や説明会、健康診断があります。
- 保育料は入園月の前月末頃に通知します。
- 内定を辞退される場合は、市から内定連絡があった日から2日以内に、子ども総合窓口にご連絡ください（辞退された場合、次回以降の選考で減点対象となります）。



⑥入園

- 毎月1日に入園します。（月途中での入園・転園はできません。）
- 復職の場合、入園月の月末までに復職してください。
- 入園後1週間程度は、ならし保育があります。
- 詳しくは「14. 入園後の保育施設の利用」をご確認ください。

⑤保留（待機）通知書等の発送 （前月20日頃）

- 利用調整取下届を提出しない限り、令和7年（2025年）3月までは毎月選考対象になります。
- 次回以降の選考結果は内定した場合のみ連絡を行い、引き続き保留（待機）の場合、通知はありません。また、選考が不要になった場合は、利用調整取下届をご提出ください。
- 令和7年（2025年）4月以降は改めて入園の手続きが必要です。
- 入所保留であることの証明が令和6年度内に再度必要な場合は、「保育施設の入所保留に関する証明願」を子ども総合窓口にご提出ください。
- 利用希望施設を変更する場合は、希望月の前月5日（日曜日・祝日の場合は翌開庁日）までに希望施設変更届をご提出ください。なお、各保育施設の空き状況は市ホームページに掲載しています。

5. 市外の保育施設等への申請や市外からの申請（広域申請）

※電子申請及び郵送による申請の対象外です。

必ず子ども総合窓口にて申請してください。

（１）箕面市に居住されているかたで、箕面市外の保育施設の利用をご希望される場合
通常の手続き・締切と異なるため、以下をよく確認の上、お手続きください。なお、箕面市内の園及び他市区町村の保育施設を併願される場合は、原則として、箕面市内の保育施設への入園が優先されます。箕面市内の保育施設に内定した場合は、広域申請の取り下げをお願いします。

また、育児休業中や求職活動中の場合、市外の保育施設の利用（広域申請）はできません。入所中において退職等により求職活動をする場合や育児休業に入る場合は、退園もしくは１号（幼稚園コース）への切替えとなります。再就職・復職する際に改めて申請いただき、保育施設の所在する市区町村にて再選考となりますのでご注意ください。

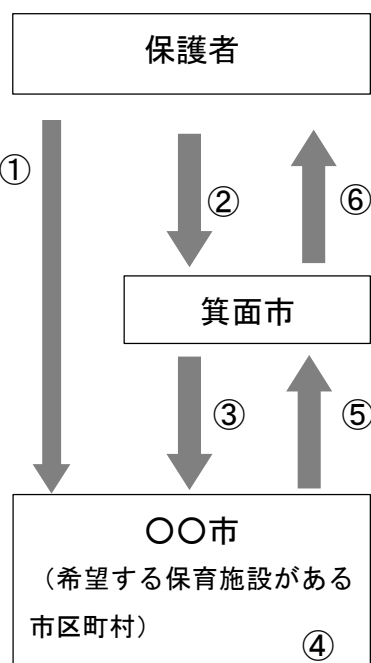


必要書類等

必要書類	申請締切日	申請場所
① 申請に必要な書類（「６．申込に必要な書類」をご確認ください。） ② その他希望する保育施設等が所在する市区町村が求める書類	該当市区町村の申請締切の <u>１０日（日曜日・祝日を含む）前まで</u>	箕面市役所子ども総合窓口（郵送による申請はできません。）



手続きの流れ



①申込前に利用を希望する保育施設がある市区町村の入園担当部署に保育施設を利用したい旨を説明の上、申込締切日・必要書類・空き状況をご確認ください。

※他市区町村によっては、上記（１）**①**申請に必要な書類を箕面市の様式ではなく他市区町村の様式で提出しなければならない場合がありますので、併せてご確認ください。

②他市区町村の締切日の１０日前までに、箕面市に必要な書類をご提出ください。（郵送不可）

※箕面市へ提出された申請書（原本）の返却はできません。

なお、不足書類は、希望する保育施設の所在する市区町村の締切に間に合うように、余裕をもって箕面市にご提出ください。（遅くとも保育施設所在市区町村の締切の３日前までにはご提出ください。それ以降に提出された場合、受付できないことがあります。）

③箕面市から他市区町村に必要な書類のコピーを提出します。

④他市区町村にて入園選考を行います。

⑤他市区町村から箕面市に結果が届きます。

⑥箕面市から保護者へ電話または通知で結果をお伝えします。

※選考の結果、保留（待機）になったかたは年度途中に内定の連絡があり次第、箕面市から保護者へお知らせします。

（２）箕面市外に居住されているかたで、箕面市の保育施設を希望される場合

箕面市に転入する予定がなく箕面市外に居住されているかたが、箕面市の保育施設を希望される場合は、お住まいの市区町村を通して箕面市に入園の申込をしていただくことになります（入園時までには箕面市に転入予定の場合は、箕面市に直接申込ができます）。

また、現在箕面市の保育施設を利用しており、箕面市外に転出されるかたで、転出後も引き続き同施設を利用されたいかたは、転出月をもって退所届を提出いただいた上で、お住まいの市区町村を通して、箕面市に新たに入園の申込が必要です。以下をよくご確認の上、お手続きください。

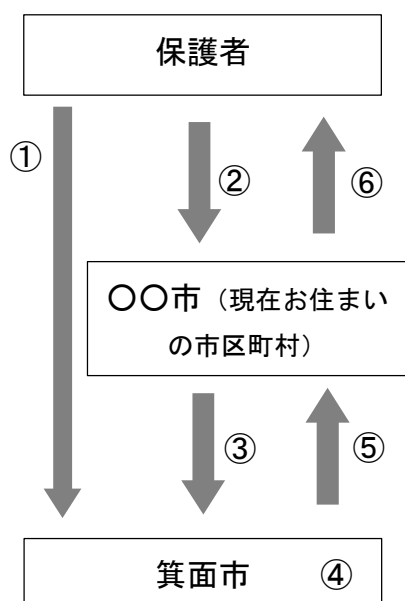


必要書類等

必要書類	申請締切日	申請場所
「６．申込に必要な書類」をご確認ください。なお、現在お住まいの市区町村の様式でも構いません。	現在お住まいの市区町村にご確認ください。	現在お住まいの市区町村



手続きの流れ



①申込前に子ども総合窓口保育施設を利用したい旨を説明の上、必要書類・空き状況をご確認ください。

②現在お住まいの市区町村に締切日を確認の上、期日までに必要書類をご提出ください。

③他市区町村から箕面市に必要書類のコピーが提出されます。

④箕面市にて入園選考を行います。

⑤箕面市から他市区町村に結果が届きます。

⑥他市区町村から保護者へ電話または通知で結果をお伝えします。

※選考の結果、保留（待機）になったかたは、年度末（３月末）まで引き続き選考を行いますが入内となった場合に限り、お住まいの市区町村から保護者へお知らせします。

（１）及び（２）共通の注意事項

- 選考においては、利用を希望する保育施設がある市区町村に在住もしくは転入予定のかたが優先され、他市区町村民の入園は難しい傾向です。そのため、必ず現在お住まいの市区町村の保育施設も併願していただくようお願いします。
- 保育施設を利用できる期間は、最長１年間で年度末（３月末）までです。年度毎に改めて申込が必要であり、毎年（申込毎に）入園選考を行います。選考結果によっては入園できない可能性もありますのでご注意ください。

6. 申込に必要な書類

以下の表と注意事項をあわせてご確認の上、ご提出ください。なお、締切までに必要書類が全てそろわない場合、入園選考に反映できませんので、必ず締切までにご提出ください。

【注意事項】

- 紙申請において、各書類は、児童1人につき1枚必要です。複数児童の申込をされる場合、保育を必要とする証明書類（就労証明等）については、原本を1部提出していただき、その他はコピーで構いません。コピーはご自身でお取りください。
- 記入例をご覧の上、書類はボールペンでご記入ください。鉛筆や消えるボールペン（フリクションボールペン等）等で記入しないでください。なお、記載した内容を修正する場合は、修正液や修正テープを使用されると無効になる可能性もありますので必ず二重線を引き修正してください。
- 紙申請において、提出された書類は、返却できません。控えが必要な場合は、提出前にご自身でコピーをお取りください。
- 各種証明書は、申込日から概ね3か月以内に発行された書類をご提出ください。



提出書類一覧

提出書類	内容	使用する場面
教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書	○ 保育が必要であるという認定を受けていただくための申込書です（保育施設を利用するみなさんが認定を受けていただく必要があります）。 ○ 「9. 3歳児以降の預け先」「10. 今後の公立保育所・幼稚園の再編」をご確認の上、利用希望施設は、送迎可能な範囲でできる限り多数ご記入ください（利用希望施設数の上限はありません）。	紙申請
保育施設に関する誓約書兼同意書	必ず内容をよくご確認の上、申込の際にご提出ください。	紙申請
世帯調書	該当する箇所にチェックまたはマルをつけ、必要事項をご記入ください。	紙申請

児童調書	○ 該当する箇所にチェックまたはマルをつけ、必要事項をご記入ください。なお、児童の病気や体調は保育施設で生活する上で大切な情報ですので、漏れなくご記入ください（記載した内容によって選考が不利になることはありません。） ○ 記載された内容は、入園する保育施設に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。	紙申請
本人確認書類 （運転免許証等）	○ 来庁の場合は窓口でご提示ください。郵送の場合はコピーをご提出ください。 ○ 公的医療保険の被保険者証のコピーを提出される場合は、被保険者証の記号・番号を見えないように（二次元コードがある場合は二次元コードも）マスキングした上で、コピーをとり、ご提出ください。	紙申請または電子申請（電子申請時には画像データの添付要）
保育を必要とする事由を証明する書類	以下の「保育を必要とする事由を証明する書類一覧」の該当書類をご提出ください。（以下参照）	紙申請または電子申請（電子申請時には画像データの添付要）



保育を必要とする事由を証明する書類一覧

（該当する事由の証明書類を保護者のいずれもがご提出ください。）

保育を必要とする事由		提出書類	補足事項
就労（被雇用）	就 労 中	就労証明書（就労先にて証明を受けてください）	○ 就労証明書に直近2か月分の就労実績をご記入ください。（※） ○ 転入予定でお申込のかたで、転入に伴い、就労場所が変更になる場合は、就労証明書の就労場所を変更後の就労場所でご記入ください。また、「該当がある場合のみ提出が必要な書類」もご確認ください。 ○ ひとり親のかたは、<u>直近3か月分の就労実績</u>をご記入ください（実績確認及び保育料算定の為）（※） ※就労実績は、会社名と本人氏名の記載のある給与明細のコピーでも構いません。給与明細がインターネットでのみ確認可能な場合は、必ず画面のコピーを印刷の上、ご提出ください。

			※入園後、現在の就労時間や日数が変わる場合には特記事項に変更後の就労時間等を明記してください。
育休 復帰 (入園後 復職)	①就労証明書(就労先にて証明を受けてください) ②世帯調書の裏面「復職に関する申立」に署名・同意	①就労証明書に、産前休暇前の就労実績2か月分の記入が必要です。就労実績は、会社名と本人氏名の記載のある給与明細のコピーでも構いません。給与明細がインターネットでのみ確認可能な場合は、必ず画面のコピーをご提出ください。 ②紙申請の場合、世帯調書の裏面「復職に関する申立」にご署名ください。また、電子申請の場合は申請フォームにおける「育児休業に関する申立書」への同意が必要です。	
就労 内定	就労証明書	○ 就労予定先で予定の就労日数、支給額等について証明を受けご提出ください。 ○ 雇用(予定)期間における開始日が入園希望月の2日以降の場合は、当該入園希望月にかかる保育の利用を必要とする理由は求職活動にあたるものとし利用調整選考基準(基本分)の「類型1 就労：就労予定(求職活動中)」の点数をもって選考します。該当される場合は世帯調書の裏面「求職活動に関する申立」に署名・同意が必要です。 ○ 入園希望月の前月末日まで週平均4日以上かつ1日平均概ね4時間以上(月64時間以上)の就労をしており、入園希望月の1日から別の職場で就労し始める場合には、転職前の就労証明書の提出があれば、就労内定にはあたらないものとし、「-2点」をつけずに選考します。s	
内職 で就 労中	①就労証明書 ②タイムスケジュール	①発注先で証明を受けてください。 ②ご自身で作成したタイムスケジュールと併せてご提出ください。 タイムスケジュールは一日の作業内容と各作業の開始・終了時間も明記し、1週間分のスケジュールを提出してください。	

就労（自営業等）	就 労 中	①就労証明書（事業主がご記入ください） ②最新年度の源泉徴収票または最新年度の確定申告書（控）第一表及び第二表等、事業による収入を確認できるもののコピー ※②がない場合、 ④～⑥のいずれか1点 ③スケジュール（対象者のみ）	①就労証明書に直近2か月分の就労実績をご記入ください。ひとり親のかたは、<u>直近3か月分の就労実績</u>のご記入が必要です。（実績確認及び保育料算定の為） ②提出できない場合、以下の④～⑥のいずれか1点をご提出ください。 ④税務署に提出されている「開業届出書（控）」⑤保健所等から交付される「営業許可証（写）」 ⑥法人設立届出書 ⑦履歴事項全部証明書 ⑧青色事業専従者給与に関する届出書（自営専従者の場合） ⑨店舗予定地の賃貸借契約書や開業経費の支出明細等（自営業開業予定の場合） ⑩【対象者のみ】すでに就労中のかたで収入がないなどの理由で直近の就労実績が提出できない場合は1か月の就労スケジュールもご提出ください。
妊娠・出産		母子健康手帳のコピー	表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページをご提出ください。病院が発行した「出産予定日」及び「保護者氏名」が明記されているもの（マタニティカレンダー等）でも可能です。
疾病・障害		診断書（市の様式） 	医師による証明（保育が困難な理由を確認するための証明）が必要です。診断書の書式をダウンロードしていただくか、子ども総合窓口または市内の保育園等でもお受け取り可能です。
介護等		①診断書（市の様式） ②介護度の分かる書類 ③スケジュール ※身体障害者手帳のコピー	①介護をうけるかたの医師による証明が必要です。診断書の書式をダウンロードしていただくか、子ども総合窓口または市内の保育園等でもお受け取り可能です。 ②介護度の分かる介護保険被保険者証・ケアプラン等介護に関する書類が必要です。 ※【お持ちのかたのみ】身体障害者手帳のコピーをご提出ください。
就学		①在学証明書 ②授業の時間割表（カリキュラム）	
災害復旧		罹災証明書	
求職活動		世帯調書の裏面「求職活動に関する申立」に署	紙申請の場合、世帯調書の裏面「求職活動に関する申立」にご署名ください。また、電子申請の場合は申請フォームにおける「求職活動に関する申立書」

	名・同意	への同意が必要です。なお、求職活動の状況報告を依頼する場合があります。
--	------	-------------------------------------



該当がある場合のみ提出が必要な書類（必ずご確認ください。）

対象者	提出書類	補足事項	使用する場面
転入予定のかた	①住居の賃貸契約書または売買契約書等のコピー等 ②申込児童の公的医療保険の被保険者証のコピー ③マイナンバーカード（通知カード）のコピー	①契約者、転入先及び転入日が分かる書類をご提出ください。 ②公的医療保険の被保険者証のコピーは、被保険者証の記号・番号を見えないように（二次元コードがある場合は二次元コードも）マスキングした上で、コピーをとり、ご提出ください。 ③子ども総合窓口までご提出ください（郵送可）。なお、電子申請の場合、画像データを添付することはできませんのでご注意ください。	紙申請または電子申請 ※電子申請時には①②のみ画像データの添付いただき、③は子ども総合窓口までご提出ください（郵送可）
待機になった場合育児休業の延長が可能なかた	育児休業延長に関する確認書	「育児休業延長に関する確認書」をご確認いただき、一部書類の提出を省略できます。	紙申請
海外での収入があるかた	収入を証明する書類（令和5年(2023年)中における収入の証明）	海外での収入があるかたは、年収の額（税や保険料等の控除前の額）が分かる書類（給与明細等）の提出が必要です。外国語で記載された文書の場合は、日本語訳と通貨単位も記載してください。	紙申請または電子申請（電子申請時には画像データの添付要）
生活保護受給中のかた	生活保護受給証明書		紙申請または電子申請（電子申請時には画像データの添付要）

7. 申込内容に変更等があった場合

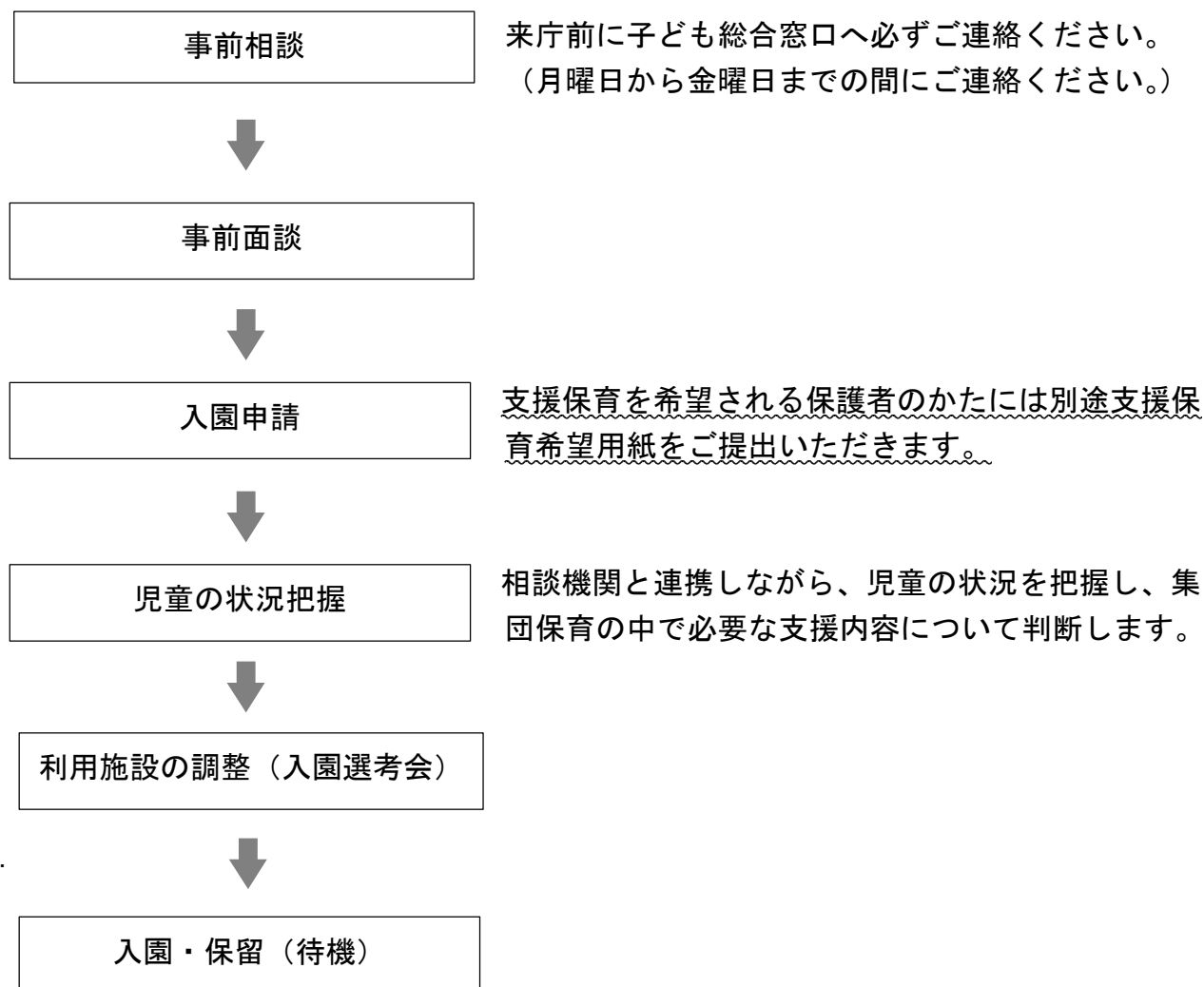
申込後に以下のような変更があった場合は、速やかに子ども総合窓口までご連絡ください。
申込中の場合は、入所選考に影響がある場合もあります。

また、ご連絡なく申請時と就労形態などが大きく変わった場合は、内定の取り消しの可能性があります。(入園後であれば退園となります。)

- 育児休業からの復職状況が申請内容と異なる場合
(正社員からパートに変更して短時間勤務する場合、育児休業から復職した場合、復職予定の会社には復職できなくなった場合など)
- 就労状況などの変更
(就労日数や就労時間の変更、転職、就職内定、就労先住所や就労曜日の変更など)
- 保育を必要とする事由の変更
(就労要件で申請していたが入院することになり、疾病要件に変更するなど)
- 今後新たに妊娠・出産の予定がわかった場合
- 氏名や住所の変更(結婚、離婚、市内で引越、市外へ転出、市内に転入など)
- 世帯員の構成の変更(結婚、離婚、同居者変更、祖父母と同居・別居など)
- お子さまの食物アレルギーや疾病などの健康状態に関すること

8. 支援保育

集団生活を送る上で児童の成長や発達等に心配がある場合は、申込前のできるだけ早い段階で子ども総合窓口へご相談ください。ご相談後に支援保育を申請される場合は、集団保育の中で必要な支援内容について検討を行います。手続きの流れは以下をご覧ください。



注意事項

- 支援保育を希望されても、児童の状況によっては対象とならない場合があります。
- 支援保育の対象となった場合、適切な保育を行うために職員を加えて配置（支援加配）します。
- 支援保育の対象児童は、保護者及び児童の状況や各保育施設との受け入れ体制をふまえ、別途利用調整を行います。
- 希望園の定員や職員体制等の状況により、保留(待機)になる場合もあります。
- 支援保育の開始は職員体制を決定する年度初めが基本となります。ただし、支援保育のご相談は随時受け付けていますので、年度途中でも職員体制が整えば入園できる場合もあります。
- 入園後は定期的に支援内容や加配対数の見直しを行います。

9. 3歳児以降の預け先

3歳児以降の預け先は、保育園等以外にも選択肢が広がります。3歳児以上のすべての児童の保育料は無料です。

働く保護者のかたも選んでいただけます。



私立幼稚園・認定こども園（幼稚園コース）＋ 預かり保育

- 就労する保護者等、P. 4＜保育を必要とする事由＞に該当する場合の児童は、1号認定（幼稚園コース）と新2号認定（預かり保育）で通園し、預かり保育料も無償化の対象になります（上限あり）。他市区町村の私立幼稚園・認定こども園にも入園できます。詳しくは、右の二次元コードから市ホームページをご確認ください。
- 私立幼稚園・認定こども園（幼稚園コース）は、各園特色ある幼児教育・保育を行っているほか、預かり保育も実施しているなど、様々な施設がありますので、各園を見学し、教育・保育内容や保育時間、入園金、諸費用等を確認の上、児童に合った園を選んでください。
- 私立幼稚園や認定こども園（幼稚園コース）の翌年4月入園手続きは、概ね9月1日から願書が配布され、10月初旬に願書を受付されます。9月上旬に入園説明会が開催される場合もありますので、入園手続き、説明会等については各園に直接ご確認ください。
- ホームページで箕面市民が通う主な私立幼稚園・認定こども園（幼稚園コース）をご紹介します。右の二次元コードから市ホームページをご確認ください。



箕面市民が通う主な私立幼稚園・認定こども園（幼稚園コース）（一部抜粋）			
箕面市	若葉幼稚園	豊中市	箕面自由学園幼稚園
	箕面桜ヶ丘幼稚園		認定こども園せんりひじり幼稚園
	かやのこども園		認定こども園追手門学院幼稚園
	みすず学園森町こども園（認定こども園）		
	認定こども園牧落幼稚園	池田市	石橋文化幼稚園（認定こども園）
	こども園アサンプション国際幼稚園（認定こども園）		認定こども園 亀之森幼稚園
	認定こども園ひじりひがし幼稚園		友星幼稚園
	箕面学園附属幼稚園（認定こども園）		彩都敬愛幼稚園（認定こども園）
	粟生幼稚園（認定こども園）	茨木市	郡山敬愛幼稚園
吹田市	青山幼稚園		サニー幼稚園
	ふじしろ幼稚園	能勢町	認定こども園みどり丘幼稚園



保育園・認定こども園（保育園コース）

- 5歳児までの保育園は在園児（2歳児）の持ち上がりがあるため、3歳児の新規入園枠は少ない傾向にあります。一方、3歳児から入園できる私立幼稚園・認定こども園（幼稚園コース、保育園コース）は、新規入園枠が多い傾向にあります。
- 希望の園によっては入園できない場合がありますので、通園できる範囲でできる限り多数の園を利用希望施設にご記入ください。
- 認定こども園（保育園コース）への入園を希望する場合、保育時間や休園日、入園金、諸費用等、あらかじめ各園に直接ご確認ください。市役所への申請（入園申込書類の提出）以外に園で必要な手続き等がないかも併せて各園に直接ご確認ください。



4月入園手続きスケジュール（予定）



※私立幼稚園・認定こども園（幼稚園コース）の詳細は各園に直接ご確認ください。

※私立幼稚園や認定こども園（幼稚園コース）の翌年4月入園手続きは、概ね9月1日から願書が配布され、10月初旬に願書を受付されます。詳しくは、各園にお問い合わせください。なるべく早くから各園を見学し、教育・保育内容や保育時間、入園金、諸費用等を確認されることをおすすめします。

※追加入園受付については、一次選考後、定員に空きのある施設、歳児のみ実施する場合があります。

10. 今後の公立保育所・幼稚園の再編

令和3年8月に策定した「新箕面市アウトソーシング計画」に基づき、「東保育所」と「とよかわみなみ幼稚園」「桜ヶ丘保育所とせいなん幼稚園」の再編を予定しています。

- ◆再編により、令和9年4月に「市立とよかわこども園」「市立せいなんこども園」を整備する計画です。（現とよかわみなみ幼稚園及びせいなん幼稚園施設を活用した3～5歳児対象の公立認定こども園）
- ◆東保育所及び桜ヶ丘保育所は0～2歳児までの乳児特化型保育園として民営化、または児童数等の状況によっては廃止も視野に検討します。
（令和7年度を目途に、今後の保育ニーズ等を踏まえて検討）

園所名／年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
東保育所				▶とよかわこども園 （令和9年4月開園）			
とよかわみなみ幼稚園				・現とよかわみなみ幼稚園施設を活用 ・3～5歳児対象 ＊保育園コース：3～5歳児 ＊幼稚園コース：4・5歳児			
桜ヶ丘保育所				▶せいなんこども園 （令和9年4月開園）			
せいなん幼稚園				・現せいなん幼稚園施設を活用 ・3～5歳児対象 ＊保育園コース：3～5歳児 ＊幼稚園コース：4・5歳児			



令和6年度入園のかたへの留意点

令和9年4月から保育の実施場所が変わります。入園を希望される際は、以下にご留意いただきますようお願いいたします。具体的なスケジュール等、進捗がありましたら、適宜、市ホームページ等でお知らせいたします。

桜ヶ丘保育所に入所されたかた	東保育所に入所されたかた
<u>令和9年4月の時点で</u> ・3～5歳児は「せいなんこども園」（現：せいなん幼稚園、瀬川3-2-3）へ登園 ・0～2歳児は修了（2歳児まで）まで 現：桜ヶ丘保育所施設へ登園	<u>令和9年4月の時点で</u> ・3～5歳児は「とよかわこども園」（現：とよかわみなみ幼稚園、小野原東4-27-43）へ登園 ・0～2歳児は修了（2歳児まで）まで 現：東保育所施設へ登園

❖ 保育施設への内定から入園にあたって

1 1. 入園後に提出していただく書類

以下に該当するかたは、入園後に必要書類を子ども総合窓口までご提出ください（郵送可。復職証明書・就労証明書・診断書（市の様式）は右の二次元コードから市ホームページをご確認ください）。提出締切は、就労実績と復職証明書を除き、入園月の月末までです。期限までに提出がない場合、保育施設の利用等に影響が生じます。期限に間に合わない場合はご連絡ください。また、申請時に申告いただいた就労（予定）内容で選考を行い入園決定しています。今回提出された書類の就労先・雇用形態・就労時間などについて申請時の内容と異なる場合や、就労開始後すぐに退職・転職された場合は、必ずご連絡ください。



該当するかた	提出が必要な書類	補足事項
育児休業から復職するかた	復職証明書 （復職日以降の証明が必要です）	入園月の月末までの復職が必要です。 やむをえない事情により月末までに復職ができない場合は必ず子ども総合窓口にご相談ください。
○ 申請時に就労内定状態のかた ○ 入園前からすでに週1～3日で就労を開始されていたかた	就労実績※ （就労後2か月分）	就労後速やかにご提出ください。2か月分まとめた提出で構いません。
○ 契約社員やパートのかたで契約期間を更新するかた ○ 入園後に就労先住所や就労形態等を変更するかた	就労証明書	
○ 契約内容が変更になるかた ○ 申請時に求職活動中のかた	①就労証明書 ②就労実績※ （就労後2か月分）	○ ②就労実績は就労後速やかにご提出ください。2か月分まとめた提出で構いません。 ○ 契約内容が変更になる場合でも週当たりの日数と月あたりの合計時間に増減がない場合は、②就労実績の提出は不要です。
申請時に提出した診断書の期間が切れたかた	診断書（市の様式）	医師による証明（保育が困難な理由を確認するための証明）が必要です。
就学のかた	①在学証明書 ②学校のカリキュラム	入学日以降に発行された在学証明書と学校のカリキュラムや年間計画表等の提出が必要です。

※就労実績は就労証明書の「直近の就労実績」欄を記入したもの（右上の証明日等の記入や「本人氏名」や「本人就労先事業所」の記入を含む）または、給与明細（会社名や氏名の記載を含む）のコピーのいずれかをご提出ください。

1 2. 保育必要量

保育必要量とは、保育認定にかかる児童が、保育施設を利用できる時間を示すもので、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等に合わせて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。また、どちらの区分でも保育を受けることができるのは原則、保育を必要とする事由を証明する書類にて、保育の必要性が確認できる日時のみです。詳しくは右の二次元コードから市ホームページをご確認ください。



1 3. 保育料等

0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯及び3歳児から5歳児までの児童は、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育料が無料となりました。実費にて徴収される費用は無償化の対象外です。保育料等についての詳細は右の二次元コードから市ホームページをご確認ください。



1 4. 入園後の保育施設の利用

入園後、保育施設を利用する上では以下の点にご注意ください。



児童の体調管理

- 保育施設では、感染症等の流行を防ぐため留意していますが、乳幼児期は抵抗力が弱く、特に入園直後は環境の変化等により、体調を崩すことがあります。発熱した場合や体調がすぐれない場合は、保護者に連絡し、お迎えをお願いする場合があります。病院を受診の上、児童の病気が治るまでご家庭で経過を観察し、お過ごしください。なお、仕事の調整ができない場合は、病児・病後児保育をご利用いただけます。詳しくは、右の二次元コードから市ホームページ「箕面市病児・病後児保育ご利用案内」をご確認ください。
- 入園前に受けられる予防接種はできるだけ済ませておいてください。予防接種を受けることは、受けた本人のみならず、周りにいる家族、友人等の周囲の人々を感染症から守ることにつながります。



保育時間

- 保育必要量にかかわらず、保育を必要とする事由を証明する書類にて、保育の必要性が確認できる日時のみが保育時間になります。たとえば、就労要件で入園されたかたの場合、保護者のいずれもの通勤時間＋就労時間のうち、短い保護者の時間のみが保育を受けることができる時間です（例えば、父が通勤時間30分で就労時間8時間、母が通勤時間1時間で就労時間8時間、どちらも9時～18時までの就労の場合、保育時間は父の通勤時間＋就労時間になります）。保護者のどちらかがお休みの日はご家庭で保育いただくようお願いします。なお、消防職、警察官、看護職等夜勤のあるかたが仮眠をとる間については、保育施設を利用できますので、各保育施設にお伝え

ください。また、就労状況等の確認のため、各保育施設からシフト表等のご提出を毎月依頼する場合がありますのでご了承ください。

- 個別の事情で保育園を利用されたい場合は、各保育施設に直接ご相談ください。
- 市内保育施設は、園児の利用状況に応じた職員体制を組み、園の運営をしています。保育施設の利用時間につきましては、保護者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



ならし保育

入園後は、概ね1週間程度「ならし保育」を行い、徐々に保育園に慣れる期間を設けています。保育施設に入園することは児童にとって大きな環境の変化となり、疲労やストレスが高いとされています。そのため、児童の状態に合わせて徐々に新しい生活やリズムに慣れていくことが大切です。ならし保育の詳しい日程は、各保育施設にご確認ください。なお、入園月より前にならし保育を行うことはできません。



土曜保育

原則として就労要件で保護者のいずれもが土曜日に仕事のあるかたのみ利用可能です。利用する場合、保護者のいずれもが土曜日に就労を要すると証明された「就労証明書」を提出してください。証明がない場合は、原則として土曜保育は利用できません。また、各保育施設で、シフト表の提出をお願いする場合があります。



保育施設の欠席について

欠席される場合は通園する保育施設にご連絡ください。なお、2週間以上の欠席が見込まれる場合は、通園する保育施設もしくは子ども総合窓口まで欠席届をご提出ください（欠席可能な期間は下表のとおりです）。また、里帰り出産中に現在在園中の保育施設に在籍したまま、里帰り先の保育施設や幼稚園に入園をすることは、二重在籍となるためできません。認可外保育施設や一時保育のご利用をご希望される場合は、里帰り先の市区町村にご確認ください。

欠席事由	欠席可能な期間
自己都合	1か月
里帰り出産	2か月
児童自身の入院・疾病	2か月（3か月以上が見込まれる場合は、子ども相談窓口にご相談ください。）

※「13. 保育料等」もご確認ください。



世帯員や就労状況等の変更があった場合

入園後に以下の変更があった場合は、必ず通園先と子ども総合窓口にご連絡ください。

項目	内容
保育必要量や保育を必要とする事由	保育必要量の変更が必要な場合や就労要件で申請していたが怪我で入院することになり疾病要件に変更する等、変更が必要な場合は、変更希望月の前月１５日までに子ども総合窓口「教育・保育給付認定変更申請書」と添付書類をご提出ください。月途中での変更はできません。また、添付書類がない場合、受付できない場合があります。
氏名や住所	例：市内で引越しをする。転出が決まった。転入した。
世帯員の構成	例：結婚・離婚する。同居者が変わる。祖父母と同居・別居する等
就労の状況	【就労日数や時間の変更・転職・就職内定した場合】 就労証明書と就労実績２か月分をご提出ください。 ※就労実績は就労証明書として就労先に証明を受けるか、給与明細（会社名と氏名を含む）のコピーをご提出ください。なお、就労時間の変更の場合、就労実績２か月分は就労時間の合計時間が増減した場合のみ、提出が必要です。 【就労先住所、就労曜日が変更になった場合】 就労証明書をご提出ください。 【副業を開始する場合】 新たに開始する仕事の就労証明書をご提出ください。また、自営の場合は、就労証明書にあわせて最新年度の源泉徴収票または最新年度の確定申告書（控）第一表及び第二表等、事業による収入を確認できるもののコピーなどの提出が必要です。
食物アレルギーや疾病などの健康状態	例：新たに卵アレルギーが判明した等 わかり次第すぐに利用施設のみにご報告ください。



妊娠・出産時の手続きについて

- 保育施設を利用中に出産される場合、保育要件が「就労」から「出産」に切り替わりますので、出産予定日の３か月前までには必ず子ども総合窓口にお申し出ください。妊娠・出産要件は出産月を含む前または後２か月です。
- 出産後、育児休業を取得し、復職が確約されている場合、復職時の保育の場の確保と入園している児童の環境の変化に配慮して、育児休業中も保育の利用を継続できる制度があります。（育児休業中は原則、保育短時間となり、園から利用時間の短縮のお願いをする場合があります。また、他市保育施設を利用する場合は対象外となります。）ただし、利用継続の可否については就労実績がある等、一定の条件に該当する必要があります。詳しくは別紙「今後新たに妊娠・出産の予定がわかった場合

のお手続きについて」をご参照ください。また、待機している児童の状況や就労実績によっては利用できない場合があります。妊娠がわかった時点で子ども総合窓口 に必ずご連絡ください。



転園

- 現在在園中の保育施設からの転園を希望される場合は、転園希望届を子ども総合窓口にご提出ください（豊川支所・止々呂美支所では受付していません）。提出締切は転園希望月の前月5日です（1～4月の転園のみ締切が異なります。詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします）。なお、一度転園希望届を提出されると、令和7年（2025年）3月までは毎月選考の対象になります。令和7年（2025年）4月以降は改めて転園希望届の提出が必要です。また、現在在園中の園を退園した場合は、転園希望届も取り下げとなります。
- 転園の内定連絡を受けた後は転園を取り消す（転園せずに元の保育施設を継続すること）はできませんので、ご注意ください。（元の保育施設には次に入園する児童が決定しています。）なお、選考により転園先が決まらなかった場合は、元の園に引き続き通園いただきます。
- 転園先に入園するまでに転園先の施設において、入園面談や説明会、健康診断があります。また、転園先に入園後は一週間程度のならし保育があります。



退園

現在在園の保育施設を退園する場合、退所届を退園月の5日までに子ども総合窓口にご提出ください。締切を過ぎた場合は早急にご提出ください。月の15日までに退園した場合、保育料または給食料が半額になります。退園は取り下げできませんので、ご注意ください。

❖その他

15. 様々な保育サービス

詳しくは各項目横の二次元コードから市ホームページをご確認ください。



(1) 休日保育

休日（日曜・祝日）に保護者の就労等により保育が必要な乳幼児を保育します。



(2) 病児・病後児保育

各施設で開室日や利用資格、利用方法、料金等が異なります。



(3) 一時保育

箕面市内在住の保護者が、就労、疾病、リフレッシュ等で一時的に保育が必要になった場合にご利用できます。利用される場合は、事前に登録が必要です。なお、各保育施設ごとに利用人数に限度があり、児童の年齢によって1日の受け入れ上限が変動します。



また、保育施設の行事等によって利用できない日もあります。

(4) ちょこっと保育「あそびー」「まみーず」

子育て中の保護者のかたが、時間単位で児童を預けることができる一時保育サービスです。保護者のかたのリフレッシュ、ランチやショッピング等、ご自身の都合に合わせてお気軽にご利用ください。



なお、運営は箕面市シルバー人材センターが行っています。

【対象児童】

1歳6か月～未就学児（保育園・認定こども園等に在籍しているかたを除く）

◆ちょこっと保育「あそびー」（最大8時間）

実施場所（住所）	利用日時
ふれあい就労支援センター （稲1-11-2）	定員：5人 利用日時：月、水、金曜日の9時～17時

◆ちょこっと保育「まみーず」（最大4時間）

実施場所（住所）	利用日時
小野原多世代地域交流センター （小野原東6-15-46）	定員：5人 利用日時：火、木曜日の9時～17時

(5) ファミリー・サポート事業

「子育ての応援をしてほしいかた」と「子育ての応援をしたいかた」がそれぞれ会員登録をして、子育ての援助活動を行います。運営は箕面市シルバー人材センターです。詳しくはみのおファミリー・サポート・センター（電話番号：０７２－７２１－２６１１）にお問い合わせください。

(6) 認可外保育施設

認可外保育施設とは、認可保育園以外の保育施設です。児童を預けられる施設を選ぶにあたっては、厚生労働省作成の「よい保育施設の選び方十か条」等を参考にし、情報収集の上、必ず施設を見学してください。また、施設内に提供するサービス内容が掲示されておりますので確認し、保育内容等を当該保育施設の設置者、管理者（園長）等にご確認ください。

なお、利用される場合は、施設に直接申込を行ってください。契約する際には、必ず契約内容を確認し、契約内容を記載した書面の交付を必ず受けてください。

【市内の認可外保育施設】

保育施設名	住所	電話番号
リトカ知育保育園	船場東 2－4－1 2階	072-737-7720
ちびっこランド南箕面園	小野原東 3－9－29 2階	072-735-7120
ひじりきっずる一む	稲 6－14－36	072-726-7701
COCOAS KIDS International School 彩都校	粟生間谷東 5－5－8	072-746-3996

(7) 認定こども園（幼稚園コース）・私立幼稚園での預かり保育

認定こども園（幼稚園コース）・私立幼稚園では、教育時間を超えて利用する場合は預かり保育料が発生します。保護者が就労等で利用が必要になる場合には預かり保育料を一部無償化の対象になります。詳しくは、以下の二次元コードから市ホームページをご確認ください。

